

T D n e t 利用料の見直しに係る「有価証券上場規程施行規則」等の一部改正について

目 次

(ページ)

- 有価証券上場規程施行規則の一部改正新旧対照表…………… 2
- E T F に関する有価証券上場規程の特例の施行規則の一部改正新旧対照表…………… 3

有価証券上場規程施行規則の一部改正新旧対照表

新	旧																																																								
(年間上場料) 第710条 (略) 2 (略) 3 上場会社（当取引所以外を主たる市場とする外国株券の発行者を除く。以下この項において同じ。）が支払う年間上場料は、次の表により算出される金額とする。 <table><tr><th>市場区分 上場時価総額</th><th>プレ ミア 市場</th><th>メイ ン市 場</th><th>ネク スト 市場</th></tr><tr><td>50億円以下</td><td>60万 円</td><td>48万 円</td><td>36万 円</td></tr><tr><td>50億円を超え250 億円以下</td><td>66万 円</td><td>54万 円</td><td>42万 円</td></tr><tr><td>250億円を超え 500億円以下</td><td>72万 円</td><td>60万 円</td><td>48万 円</td></tr><tr><td>500億円を超え 2,500億円以下</td><td>78万 円</td><td>66万 円</td><td>54万 円</td></tr><tr><td>2,500億円を超え 5,000億円以下</td><td>84万 円</td><td>72万 円</td><td>60万 円</td></tr><tr><td>5,000億円を超え るもの</td><td>90万 円</td><td>78万 円</td><td>66万 円</td></tr></table> 注1. (略) 注2. 上場会社が株式会社東京証券取引所に上場されている株券の発行者でない場合は、表に定める額にT D n e t 利用料として15万円を加算した金額とする。 注3. (略) (1)・(2) (略) 4～12 (略) 付 則 1 この改正規定は、令和9年10月1日から施行する。 2 前項の規定にかかわらず、この改正規定は、T D n e t の稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、令和9年10月1日から施行することが適当でないとき当取引所が認める場合には、同日以後の当取引所が定める日から施行する。	市場区分 上場時価総額	プレ ミア 市場	メイ ン市 場	ネク スト 市場	50億円以下	60万 円	48万 円	36万 円	50億円を超え250 億円以下	66万 円	54万 円	42万 円	250億円を超え 500億円以下	72万 円	60万 円	48万 円	500億円を超え 2,500億円以下	78万 円	66万 円	54万 円	2,500億円を超え 5,000億円以下	84万 円	72万 円	60万 円	5,000億円を超え るもの	90万 円	78万 円	66万 円	(年間上場料) 第710条 (略) 2 (略) 3 上場会社（当取引所以外を主たる市場とする外国株券の発行者を除く。以下この項において同じ。）が支払う年間上場料は、次の表により算出される金額とする。 <table><tr><th>市場区分 上場時価総額</th><th>プレ ミア 市場</th><th>メイ ン市 場</th><th>ネク スト 市場</th></tr><tr><td>50億円以下</td><td>60万 円</td><td>48万 円</td><td>36万 円</td></tr><tr><td>50億円を超え250 億円以下</td><td>66万 円</td><td>54万 円</td><td>42万 円</td></tr><tr><td>250億円を超え 500億円以下</td><td>72万 円</td><td>60万 円</td><td>48万 円</td></tr><tr><td>500億円を超え 2,500億円以下</td><td>78万 円</td><td>66万 円</td><td>54万 円</td></tr><tr><td>2,500億円を超え 5,000億円以下</td><td>84万 円</td><td>72万 円</td><td>60万 円</td></tr><tr><td>5,000億円を超え るもの</td><td>90万 円</td><td>78万 円</td><td>66万 円</td></tr></table> 注1. (略) 注2. 上場会社が株式会社東京証券取引所に上場されている株券の発行者でない場合は、表に定める額にT D n e t 利用料として9万6千円を加算した金額とする。 注3. (略) (1)・(2) (略) 4～12 (略)	市場区分 上場時価総額	プレ ミア 市場	メイ ン市 場	ネク スト 市場	50億円以下	60万 円	48万 円	36万 円	50億円を超え250 億円以下	66万 円	54万 円	42万 円	250億円を超え 500億円以下	72万 円	60万 円	48万 円	500億円を超え 2,500億円以下	78万 円	66万 円	54万 円	2,500億円を超え 5,000億円以下	84万 円	72万 円	60万 円	5,000億円を超え るもの	90万 円	78万 円	66万 円
市場区分 上場時価総額	プレ ミア 市場	メイ ン市 場	ネク スト 市場																																																						
50億円以下	60万 円	48万 円	36万 円																																																						
50億円を超え250 億円以下	66万 円	54万 円	42万 円																																																						
250億円を超え 500億円以下	72万 円	60万 円	48万 円																																																						
500億円を超え 2,500億円以下	78万 円	66万 円	54万 円																																																						
2,500億円を超え 5,000億円以下	84万 円	72万 円	60万 円																																																						
5,000億円を超え るもの	90万 円	78万 円	66万 円																																																						
市場区分 上場時価総額	プレ ミア 市場	メイ ン市 場	ネク スト 市場																																																						
50億円以下	60万 円	48万 円	36万 円																																																						
50億円を超え250 億円以下	66万 円	54万 円	42万 円																																																						
250億円を超え 500億円以下	72万 円	60万 円	48万 円																																																						
500億円を超え 2,500億円以下	78万 円	66万 円	54万 円																																																						
2,500億円を超え 5,000億円以下	84万 円	72万 円	60万 円																																																						
5,000億円を超え るもの	90万 円	78万 円	66万 円																																																						

ＥＴＦに関する有価証券上場規程の特例の施行規則の一部改正新旧対照表

新	旧
(上場に関する料金の取扱い) 第18条 ＥＴＦ特例第19条に規定する上場審査料、新規上場料、追加信託時又は追加発行時の追加上場料及び年間上場料その他の上場に関する料金は、次の各号に掲げる料金の区分に従い、当該各号に定めるところによるものとする。 (1)～(3) (略) (4) 年間上場料 次のaからcまでに掲げるところによる。 a 年間上場料は、次の(a)又は(b)に掲げる金額にT D n e t 利用料として<u>15万円</u>を加算した金額とする。 (a)・(b) (略) b・c (略) 2・3 (略) 付 則 1 この改正規定は、令和9年10月1日から施行する。 2 前項の規定にかかわらず、この改正規定は、T D n e t の稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、令和9年10月1日から施行することが適当でないと当取引所が認める場合には、同日以後の当取引所が定める日から施行する。	(上場に関する料金の取扱い) 第18条 ＥＴＦ特例第19条に規定する上場審査料、新規上場料、追加信託時又は追加発行時の追加上場料及び年間上場料その他の上場に関する料金は、次の各号に掲げる料金の区分に従い、当該各号に定めるところによるものとする。 (1)～(3) (略) (4) 年間上場料 次のaからcまでに掲げるところによる。 a 年間上場料は、次の(a)又は(b)に掲げる金額にT D n e t 利用料として<u>9万6千円</u>を加算した金額とする。 (a)・(b) (略) b・c (略) 2・3 (略)